

## 処 分 基 準

令和4年4月1日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第15条第2項第2号
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく不利益処分の基準等に関する規程」のとおり
問 い 合 わ せ 先： 石川県警察本部生活安全企画課許可等事務指導係 Tel (076) 225-0110 内線3047
備 考：